

平成17年10月11日
内閣府犯罪被害者等施策推進室

第8回犯罪被害者等基本計画検討会 における検討課題について

基本方針・重点課題・計画期間
重点課題に係る具体的施策

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
1. 損害賠償の請求についての援助等
(基本法第12条関係)
 2. 給付金の支給に係る制度の充実等
(基本法第13条関係)
 3. 居住の安定(基本法第16条関係)
 4. 雇用の安定(基本法第17条関係)
- 推進体制

本とりまとめ一覧には、8月12日から9月5日にかけて実施した国民からの意見募集(本文中「パブコメ」と表記。)や全国9か所において開催した犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体からの意見募集会に寄せられた御意見のうち、重複するもの、骨子の内容に単なる賛意を示すもの、第1回～第7回検討会において検討済みの615の御意見と同趣旨で改めて検討する必要性がないと思われるものを除いたものを、それぞれ該当する骨子部分にとりまとめて掲載しています。

記載している新たな御意見のうち、これまでの検討会において御検討いただいたものと考えられる御意見については**黒文字**で、第8回検討会以降の検討会において新たに検討すべきと考えられる御意見については**青文字**で、色分けして記載しています。

基本方針・重点課題・計画期間

「犯罪被害者等」の範囲

- ・ 犯罪被害者等はどういった立場の人なのか分からない。未解決事件の被害者は基本法上どういう位置づけになるのか。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者等の範囲を明確にしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者等とは具体的な該当者は誰なのか。不起訴、未解決事件の被害者、行方不明者は含まれるのか。【犯罪被害者団体等】
- ・ 間接的な被害者(被害者の親族、婚約者、親友等近しい人、同じ環境の下にあり事件のショックでPTSD等になって苦しむ人、誤った事故・事件報告書等によって傷ついた人等々)の救済も盛り込むべき。【パブコメ】
- ・ 少年事件・未解決事件・きょうだい・学校問題の被害者も含めてほしい。【パブコメ】
- ・ 海外における「犯罪被害者等」も対象とすべき。【パブコメ】

犯罪(再犯)防止のための取組

- ・ 犯罪が増加しない施策の検討と推進も重要である。【パブコメ】
- ・ 「再犯の防止」に一番の重きを置くべき。【パブコメ】
- ・ 具体的犯罪減少数値目標を掲げて、犯罪種別、地域、性別、年齢、事件背景等を検証すべき。【パブコメ】
- ・ 加害者の謝罪反省が大事である点を、行政や司法は考え、立法面でも整備すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 交通犯罪、交通事故被害ゼロをめざし、命と安全が最優先される社会を再現すること。【犯罪被害者団体等】

第1 基本方針

途切れることなく行われること

- ・ 「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間…」とあるが、誰が「犯罪被害者等が平穏な生活に戻れた」と確認し、「支援を打ち切る」と決定するのか。【犯罪被害者団体等】
- ・ 被害者がどの地域にいても同じ支援を受けられるということを基本計画に具体的に記述してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 複数省庁が関係し合って進められることを考慮するならば、各省庁担当者間において、スムーズな情報伝達が確実に行われるべき。【パブコメ】
- ・ 各段階の各省庁担当者同士が密に連絡を取り合える環境整備と土壌作りに十分な注意と力を注ぐべき。【パブコメ】
- ・ 各段階において、被害者が専門家の知識を仰ぎつつも、最終的には自ら判断し決定していけるようなプロセスとなるような土壌作りが望まれる。セルフ・エンパワーメントは被害者の心理的回復を促進し、ひいては、社会への再結合への強力な因子となる。【パブコメ】

新たな基本方針の追加

- ・ 基本計画の基本方針に、刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明記すべきである。【犯罪被害者団体等】
- ・ 子どもは成長発達の途上にある存在であり、被害は他の犯罪被害より重く複雑なものになることにかんがみ、基本方針と重点課題に児童虐待を特別に取り上げる必要がある。【犯罪被害者団体等】

(秋以降の検討会に積み残している事項)

刑事司法は犯罪被害者等のためにもあることを明言すべき。 岡村構成員

犯罪被害者等の視点に立った施策という文言を盛り込んでほしい。 岡村構成員

第2 重点課題

新たな重点課題の追加

- ・ 子どもは成長発達の途上にある存在であり、被害は他の犯罪被害より重く複雑なものになることにかんがみ、基本方針と重点課題に児童虐待を特別に取り上げる必要がある。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者の希望は、犯罪そのものがなくなれば解決できるものが多数です。「犯罪をなくすための施策」を重点課題として設定すべき。【パブコメ】

(秋以降の検討会に積み残している事項)

重点課題の提示順について 久保構成員

重点課題 に関して、「防止」には「再被害の防止」と「二次的被害の防止」を含むことを明示してほしい。 大久保構成員

第3 計画期間

重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

(1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

- ・ 刑事裁判と民事裁判を同時に行う附帯私訴制度の導入【パブコメ】
- ・ 下記のとおり修正すべき。

法務省において、~~附帯私訴・損害賠償命令・没収・追徴を利用した損害回復等~~、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、附帯私訴制度我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線・取消線は、当該意見に元々記されていたもの。
- ・ 無保険者による交通事故も後を絶たないため、損害賠償命令制度、没収、追徴も確実に実施してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 「法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収、追徴を利用した損害回復等、…」について、「損害賠償命令を利用した」の部分を削除してほしい(「損害賠償命令は、被害者に損害賠償することを条件に刑務所には収容しないという刑罰である」とされている。)。附帯私訴の導入を希望する。【犯罪被害者団体等】
- ・ 刑事裁判に関して、今後は「附帯私訴」の制度を希望するが、被害者側が刑事裁判と民事裁判を別にすることも選択できるようにしてほしい。あつてはならないことだが、十分な捜査がなされずに公判起訴されることも考えられる。そのような場合、刑事裁判に民事裁判を加えるような「附帯私訴」では、後から真実を追究する道が閉ざされてしまう。被害者が望むのは真実の追究であるので、捜査状況に合わせて「附帯私訴」か別にするかを選択できることを望む。【犯罪被害者団体等】
- ・ 附帯私訴制度や損害賠償命令制度の導入については、加害者側の諸事情が公判や判決に影響できるような配慮がないと加害者・被害者のバランスを崩すことにつながる。【パブコメ】
- ・ 附帯私訴制度の導入については、被疑者・被告人の防御権、社会復帰等との関係でも、被害者保護をより充実させることとの関係でも、慎重な検討をすべき。【パブコメ】
- ・ 被害者等の損害回復・経済的支援への取組みに関しては、被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって実現できる我が国にふさわしい制度を検討すべきであるが、その方法として、附帯私訴及び損害賠償命令の制度は導入すべきではない。【日弁連】

(2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討

- ・ 損害賠償債務の国の立替え払いや加害者に対して支払いを強制できるような制度は必要不可欠であり、期限を明示して結論を出してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ オウムの資産の配当金が早期に100%支給されるよう、国に肩代わりしてほしい。【パプコメ】
- ・ 犯罪被害者に対する犯罪被害補償制度を制定し、その中で調整することにより解決すべき。【日弁連】

(3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討

- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人を付けてほしい。【パプコメ】
- ・ 公費による被害者支援弁護士制度及び国による損害賠償費用の補償制度については、積極的に導入する方向で検討すべき。【日弁連】
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。【パプコメ】
- ・ 被害者支援に長けた弁護士がいるのか疑問。附帯私訴が導入されるなら、検察官の人材を確保してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 下記のとおり修正すべき。

上記(2)記載の検討の会において、特に公費による弁護士選任は犯罪被害者等の権利であることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線は、当該意見に元々記されていたもの。

- ・ 多くの被害者や遺族は弁護士に依頼しており、その費用はバラバラである。弁護士が介在したときは、その費用を依頼者にするのではなく、弁護士会や司法支援センターを通じて国に請求するようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】

(4) 日本司法支援センターによる支援

- ・ 法廷への付き添いや法律相談の無料サービスの実施【犯罪被害者団体等】
- ・ 人身取引被害者に対し、住所や在留資格にかかわらず、総合法律支援法による支援を可能とすべき。【パプコメ】
- ・ 日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。【日弁連】
- ・ 日本司法支援センターの機能及び支援に関する速やかな具体的情報の提供【犯罪被害者団体等】

(5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

ア

- ・ 下記のとおり修正すべき。

ア 法務省において、公判記録の閲覧・謄写は犯罪被害者等の権利であることを法律に明記したうえで、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線は、当該意見に元々記されていたもの。

イ

・ 刑事段階で不起訴にされてしまい、なおかつ調書等の開示がなされなかったら、遺族は永久に事故の真実を知ることができなくなり、被害者の人権侵害の虞があり、遺族への不起訴記録の開示は絶対必要である。【犯罪被害者団体等】

・ 下記のとおり修正すべき。

イ 法務省において、犯罪被害者等は不起訴記録の開示を原則として権利として求められることを前提として、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線は、当該意見に元々記されていたもの。

ア・イ

・ 損害賠償請求の実効性確保のために、刑事手続の公判記録について、犯罪被害者が閲覧・謄写できる範囲を拡大する方向で検討することには賛成である。ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように配慮されるべきである。また、刑事確定記録の謄写については、刑事確定訴訟記録法には、記録の閲覧の規定は設けられているものの、謄写については、明文上明らかにされていない。そこで、今回制度を見直すに当たって、犯罪被害者等が刑事確定記録を謄写できることを法律上明確にすべきである。【日弁連】

ウ

・ 自賠償保険金の支払いについて、司法支援センターで相談できるようにしてほしい。【パブコム】

ウ・エ・オ・カ

・ 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、自賠償請求と任意保険請求が存在する保険賠償制度を国が管理する自賠償保険に一本化し、対人無制限などを充実してほしい。自賠償保険の後遺障害認定基準と認定方法を見直し、公正で適切な損害賠償を実現してほしい(現状では、損害賠償の認定等に営利目的の保険会社が関与するため、著しく低く認定されるという例が頻発している。適正に認定するとともに、制度の根本的矛盾をも改めてほしい。)。【犯罪被害者団体等】

ク

・ 作業報奨金とともに、領置金からの支払いを奨励することも検討すべき。【パブコム】

・ 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」第77条を発展させることも検討すべき。具体的には、刑務作業から収益を得る方法を検討し、その収益を被害者への

賠償等に利用できるような制度を実現できないか。【パブコメ】

- ・ 実施の運用にあたっては、使用目的の優先順位、額(総額に対する使用を許可する割合)や使用の時期等につき、規則や命令等で詳細に定めるべき。【パブコメ】
- ・ 僅かの金額を送り、被害弁償をしたとの意識を持たれたくない等の理由から、受刑者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用については、やめてほしい。【パブコメ】

賠償責任対象の拡大

- ・ 二親等程度の親族に賠償責任を法律で負わせてほしい。【犯罪被害者団体等】

損害賠償請求期間の延長

- ・ 損害賠償の請求期間(時効)の延長(主に遺族にとっては、悲しみから立ち上がるのに時間がかかり、当会員でも時効になってしまう者が毎年いる。さらに2年ほどの期間延長を実現してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 民事訴訟期限(3年)を廃止すべき。【犯罪被害者団体等】

加害者の厳罰化等

- ・ 事件後の加害者の資産を凍結すべき。【パブコメ】
- ・ 判決ないしそれに類する書類が10年で時効になる現状を、賠償完遂時まで有効としてほしい。また、賠償を怠る加害者について、居住地・勤務地・資産状況等の情報が、被害者側の判決ないしそれに類する書類の提示によって得られるようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 民事の判決・和解の不履行に対する罰則を設けるべき。【パブコメ】

2. 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

(1) 現行犯罪被害給付制度の運用改善

(2) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

- ・ 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。【パブコメ】
- ・ 海外で犯罪被害に遭った被害者等も海外援護統計から見ると年々増加傾向にあり、こういった被害者等が全て支給対象から外れていることに疑問を感じる。支給範囲が拡大されるべき。【パブコメ】
- ・ 犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく、新たに犯罪被害補償制度を制定し、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で、補償請求手続の簡易迅速化、補償の項目や支給額の改善を図るべきである。【日弁連】
- ・ 犯罪被害給付制度の給付金に上限を設けないでほしい。【パブコメ】
- ・ 犯罪の増長になると考えられることから、給付金には上限を設ける必要がある(上

限は500万円が妥当)。【パプコメ】

- ・ 治療費や療養費に係る給付金については、早急に支給してほしい。【パプコメ】
- ・ 犯罪被害給付金の請求期限の延長と、過去に請求することが出来なかった被害者についても支給対象として認めてほしい。【パプコメ】
- ・ 犯罪被害給付制度の申請期限の廃止と制度の周知徹底【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害給付制度と民事訴訟等との切り離し【犯罪被害者団体等】

(3) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

- ・ 緊急避妊の経費については、産婦人科医からの申し出に基づき支給対象とすることを検討すべきである。【日弁連】

(4) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

- ・ 「経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施」が挙げられているが、「手厚く」ではなく「十分な」支援とすべき。【犯罪被害者団体等】
下線は、当該意見に元々記されていたもの。
- ・ 人身取引被害者については、医療費・カウンセリング費・滞在場所・滞在費用・日常生活費等の支援や帰国後の支援も含めた特別法を制定すべき。【パプコメ】
- ・ 海外における犯罪事件の場合、事件発生直後の捜索・身元確認のための渡航費用、通訳の費用、遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして、公費によって支出されてしかるべき。また、これらの費用を地方の公費負担とできるように法的根拠を条例等で明文化すべき。【パプコメ】
- ・ 国税や地方税の還付等も検討されるべき。【パプコメ】
- ・ 国による新たな犯罪被害者補償制度の創設(弁護士費用や治療費(緊急避妊等の経費を含む。)、カウンセリング費用等の補償)【パプコメ】
- ・ 自宅が事件現場の場合、現場処理と修復費用の補償(指紋検査薬除去等の清掃及び費用、場合によっては改装費用)【犯罪被害者団体等】
- ・ 自宅が事件現場となり、犯罪が原因で地価が下落した場合は、下落分に関しても補填してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 介助のための自宅改築に際して、国有地等を優先的に購入できるような支援がほしい。【パプコメ】
- ・ 補償制度の新設については、加害者負担を原則に慎重に議論されたい。国が肩代わりする場合は、上限を設けるべきである。【パプコメ】
- ・ 地方自治体において、貸付等を実施することで、犯罪被害給付制度の支給対象よりも範囲を拡大すべき。【パプコメ】
- ・ 重度の脳障害を受けた者、一家の働き頭を失い生活に困っている者の補償を特例で設ける必要がある。【パプコメ】
- ・ 交通被害者に対し、社会保険制度の中に「第三者障害補償保険(仮称)」を新設した、無過失補償制度の創設【パプコメ】

自賠償保険請求期間の延長

- ・ 自賠償保険の請求期間(時効)の延長(主に遺族にとっては、悲しみから立ち上がるのに時間がかかり、当会員でも時効になってしまう者が毎年いる。さらに2年ほどの期間延長を実現してほしい。【犯罪被害者団体等】)

3. 居住の安定(基本法第16条関係)

(1) 公営住宅への優先入居等

ア

- ・ 公営住宅への入居は募集時期が決まっているため、緊急的な措置としての対策も必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 近年「ペット」と生活している被害者家族のケースが多いことから、行政に公営住宅の優先入居を懇願しても、簡単に断られてしまう。このことについては、被害者等の心のケア、回復に「ペット」の存在が否定できない。「ペット」と生活している者にも認めるべき。(「アニマルセラピー」の効用)【犯罪被害者団体等】
- ・ 公営住宅のほか、都市公団の空き住宅の活用を検討すべき。【パブコメ】
- ・ 被害者が現住地より遠隔地の住宅を望まない(子供の保育、就学児童、生徒の転校と精神的不安の懸念)。【犯罪被害者団体等】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

イ

- ・ 児童相談所や婦人相談所は施設間で環境が違っており、一定の基準を設けてほしい。また、一時保護の現状に関する調査と必要な施策の実施の対象として、民間シェルターも加えてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 婦人相談所の2週間の保護期間が短すぎる。民間ボランティアも含めた、保健師や生活福祉相談員、児童家庭相談員等の定期的な訪問によるケア(日常生活支援)つきステップハウスの拡充が必要。【パブコメ】
- ・ 婦人相談所の入所に際して、手続によっては入所にお金を必要とする場合がある。このような現状を解消すべき。【パブコメ】
- ・ 婦人相談所の一時保護施設の拡充を図るとともに、母子同伴保護施設を整備すべき。【パブコメ】

ウ

- ・ 犯罪被害ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行なうべき。【パブコメ】
- ・ 配偶者等からの暴力(DV)被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切でなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。【日弁連】

- ・ 「中期的」について、期限を撤廃すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪により家計や家庭が破綻した犯罪被害者を収容できる施設の整備【パブコメ】

被害者家族の宿泊に関する配慮

- ・ 被害者家族の宿泊について、病院の空き部屋を用意する、もしくは、近隣の宿泊先を紹介する等の配慮の必要性の周知【パブコメ】
- ・ 被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討するべき。【犯罪被害者団体等】

4. 雇用の安定(基本法第17条関係)

(1) 事業主等の理解の増進

- ・ 母子家庭だけでなく、父子家庭になった被害者遺族に対する配慮も必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 性犯罪被害者で加害者が顔見知りの場合、日常生活や社会生活圏が重なっていることが多く見受けられる。この時、雇用者が被害者を解雇することがないように雇用者への教育・指導が必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口(事業主への教育指導機能ももつ)も必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 思いやりのない利益優先の経営者から辛く悲しい思いをしないように願うとともに、経営者(すべての経営者とは言いませんが、特に中小企業)には、犯罪被害者の現実をしっかりと受け止めてほしい。【パブコメ】
- ・ 犯罪被害の雇用問題については、生活の中核が亡くなったり、生活の基本資産の消失であったりして、雇用の必要が生じるので、特段の施策が必要。【パブコメ】
- ・ 少年院や刑務所では出所後の生活安定のため、各種資格を税金で取得させている。被害者にも同様の制度が必要。【犯罪被害者団体等】

(2) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

- ・ 犯罪被害者の遺族(会社で勤務している者で手持ちの休暇以外)に特別休暇を与えてほしい。【パブコメ】
- ・ 被害回復の休暇制度に関しては、その休暇期間においても相当の給与の補償や、昇進に影響がないようにすべき。【犯罪被害者団体等】

給与の国庫負担や会社への補助金の支給

- ・ 被害者が休職している間の給与を国が負担するとか、会社に補助金を支給するなどの施策が必要。【パブコメ】

推進体制

(1) 国の行政機関相互の連携・協力

- ・ 犯罪被害者等のための根本的な施策として、具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。

犯罪に関わる全ての場面及び手続において、犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、各機関が犯罪被害者等の権利保障のために果たすべき役割を明確にするため、警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行う。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

- ・ 企業と官公庁の癒着が次々と表面化する昨今、基本計画案の中に、警察・検察・裁判所と企業との一切の癒着温床の絶滅の誓いを明文化してほしい。【犯罪被害者団体等】

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

- ・ 刑法改正に際しての被害者からの意見聴取の実施。【犯罪被害者団体等】
- ・ 当事者組織としての被害者関係からの意向聴取はよく行われているが、加害側の意見反映が見当たらない。非行と向き合う親の会等当事者組織・団体からの意見聴取も検討すべき。【パブコメ】
- ・ まずは、犯罪被害者等基本法の説明会が開催され、十分な時間と機会のヒアリングを望む。【犯罪被害者団体等】
- ・ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実に関して、民間シェルターのスタッフの意見も聞いて進めてほしい。【犯罪被害者団体等】

(7) フォローアップの実施

分かりやすい文言について 岡村構成員(秋以降

の検討会に積み残している事項)

(8) 基本計画の必要な見直し

- ・ 基本計画の見直しを1か月に1度としてほしい。【犯罪被害者団体等】